

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 8 年 4 月 2 1 日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 8 年 4 月 2 1 日（火）
午前 9 時から午前 9 時 3 8 分まで
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 前回会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
（2）令和 8 年度教職員配置状況について
（3）令和 8 年度愛川町教育支援（就学相談）について
日程第 3 令和 9 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について
日程第 4 地域学校協働活動推進員等の委嘱について【非公開】
- 4 出席委員 教育長 佐 藤 照 明
教育委員 篠 崎 美 和
教育委員 袖 山 浩 一
- 5 欠席委員
教育長職務代理者（教育委員） 齊 郷 浩 之
教育委員 梅 澤 秋 久
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 折 田 功
指導室長兼教育開発センター所長 飯 田 哲 昭
教育総務課長 宮 地 大 公
生涯学習課長 小 山 文 利
スポーツ・文化振興課長 井 上 守

教育総務課主幹	小 関 佑
教育総務課副主幹	杉 本 淳
教育総務課主査	亀 井 敏 男

7 傍聴者 0名

◎開会

○（佐藤教育長） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日の出席者は3名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

◎日程第1

○（佐藤教育長） これより日程に入ります。

はじめに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

3月定例会、3月24日開催分でございます。会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方々は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

はじめに、教育長報告について、資料1に基づき私から報告をいたします。

3月24日から4月20日までの間に出席いたしました主な会議等について、ご報告をいたします。

3月24日、教育委員会定例会、全員協議会。

25日、町議会本会議6日目で最終日でした。委員長報告、討論、採決がございました。

教職員面接ということで、県行政から異動される2名の職員の方と面接をいたしました。

26日、県央教育事務所長を訪問いたしました。事務連絡でございます。

27日も併せて事務連絡で、厚木市教育長と清川村教育長を訪問いたしました。

28日ですが、第30回愛川町長杯少年サッカー大会がございまして、三増運動公園と愛川東中学校、そして、厚木市下川入のグラウンド3会場で、24チームが参加をいたしました。私は愛川東中学校で行われた開会式に参加をいたしました。

30日、愛川町土地開発公社理事会がございました。

県央地域県政総合センターの所長さんが退任されるということで、町長にご挨拶に来られましたので、同席いたしました。

同じく、相模原市副市長さんも退任のご挨拶に来られましたので、併せて同席をいたしました。

31日、職員退職辞令交付式ということで、教育委員会では、退職者が2名、転任者が1名おりましたので、3名に辞令交付をさせていただきました。

その後、教職員辞令伝達式がございまして、教育委員の皆さまにも出席していただきましたが、退職者2名、そして転任者5名、合わせて7名に辞令伝達をさせていただきました。

4月1日、町職員辞令交付式ということで、教育委員会では13名の職員に辞令を交付させていただきました。

その後、教職員辞令伝達式がございまして、昇任、配置換え、転任者、合わせて9名、そして、新採用9名の18名に辞令を伝達させていただきました。

教育委員会全員協議会がその後行われまして、町教育委員会事務局の職員の異動についてを議題といたしました。

同日、臨時の行政経営会議に出席いたしました。

2日になりますが、県央教育事務所長の異動がありましたので、所長、副所長、指導課長の3名で、年度初めの挨拶に来られました。

3日、愛川町の会計年度任用職員の辞令交付式ということで、学習サポーター、インクルーシブサポーター、図書館指導員の方々を一堂に集めまして、辞令交付と研修会を行いました。

同日、(株)ノジマステラスポーツクラブの社長さんが来庁されました。

また、ALTの担当の方が来室されました。

7日、愛川高校の入学式がございました。入学式は落ち着いた雰囲気の中で行われていました。今回は141名の生徒が入学をいたしまして、7クラス編制ですので、1クラス20名の少人数学級で、きめ細かい指導ができるのではないかなというふうに思いました。

8日、愛川町スポーツ推進委員、青少年指導員の委嘱状交付式がございましたので、参加をいたしました。

9日、年度初めの施設巡回ということで、スポーツ・文化振興課、生涯学習課の関係施設を巡回して、現況把握をしつつ、各施設の職員と話をまいりました。

13日、政策調整会議がございました。

14日、委嘱状交付式ということで、スクールカウンセラー4名、スクールソーシャルワーカー1名の5名に委嘱状を交付させていただきました。

15日、小中学校校長会議がございました。

町の民生委員児童委員さんの総会、懇親会がありましたので、参加をいたしました。

17日、全国町村教育長会令和8年度第1回理事会が銀座ブロッサムで行われましたので、参加をいたしました。

18日、愛川町子ども会連絡協議会の定例総会がございましたので、参加をしました。

20日、行政経営会議がございました。

報告は以上でございます。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特に質疑ありませんので、以上で、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和8年度教職員配置状況について、資料2に基づき課長から報告を申し上げます。

○（宮地教育総務課長） それでは、（２）令和８年度教職員配置状況について、ご説明をさせていただきます。

資料２をご覧いただきたいと思います。

主に右側の令和８年４月１日現在の教職員配置状況についてご説明申し上げます。

なお、資料の左側は令和７年４月１日現在の状況となっております。

それでは右側の表をご覧いただきたいと思います。

まず、小学校でございます。クラス数につきましては６校全体で、通常の学級が５７クラス、特別支援学級が３２クラスとなっており、令和７年度と比較しまして、通常の学級は１減、特別支援学級は２減となっております。

増減の内訳といたしましては、普通学級では半原小学校が１減となっております。特別支援学級では、高峰小学校、半原小学校、菅原小学校がそれぞれ１減、中津第二小学校が１増となっております。また、教職員数につきましては、総計が１６１人、このうち臨時的任用職員は１２人となっております。

次に、中学校でございます。

下の表をご覧いただきたいと思います。

まず、クラス数でございますが、令和７年度と比較いたしまして、通常の学級では愛川中原中学校が１減で、トータル２５クラスとなっております。特別支援学級では愛川東中学校が１増、愛川中学校が１減となっておりまして、トータル１５クラスとなっております。また、教職員数につきましては、臨時的任用職員８名を含め総計が９０名となっており、令和７年度と比較いたしまして、教職員数は同数、内数の臨時的任用職員が１増となっております。

以上、小中学校の教職員の合計では２５１名となっておりまして、令和７年度と比較いたしまして、教職員数と内数の臨時的任用職員数ともに同数となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

今回、新採用９名と昇任等合わせて９名ということなので、小学校も中学校もほぼ同じくらいの状況です。もうちょっと常勤職を多くしてもいいかなというふうに思っておりますけれども、また来年の状況、採用の人数も含めて、またそれを見ながら新採用の人数を考えていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、特に質疑ありませんので、令和8年度教職員配置状況については、ご了承願います。

次に、令和8年度愛川町教育支援(就学相談)について、資料3に基づき、担当からご報告申し上げます。

- (飯田指導室長兼教育開発センター所長) 資料3をご覧ください。

令和8年度愛川町教育支援(就学相談)についてでございます。

本日、ご決議いただきたいのは、資料3の愛川町教育支援(就学相談)基本方針であります。協議をいただく前に、本事業の年間計画等を先にご説明いたします。

1枚おめくりください。

参考資料1をご覧ください。

愛川町教育支援年間計画に係る日程を示しております。上から、5月1日には本日の決定を受けて、第1回愛川町教育支援委員会が行われることとなります。各校には校内教育支援委員会の開催を依頼し、令和9年度の特別支援学級入級、退級等の対象者の検討を行っていただきます。

6月19日には、校内教育支援委員会の検討結果をもとに、令和8年度の就学相談実施予定者一覧を、8月7日には、令和8年度の就学相談に関わる調査資料の提出をいただくこととなっております。

その後、第1回、第2回の就学相談をもとに、1枚めくっていただきまして、10月15日には、第2回の教育支援委員会が開催されます。そして第3回就学相談をもとに、11月12日には、第3回教育支援委員会が行われ、それぞれ審議を行い、その答申をもとに、就学の場について保護者と合意形成を図ることで、次年度の学びの場を決定してまいります。

続いて、参考資料2についてになります。

こちらは、愛川町教育支援委員会要綱を載せさせていただいております。第4条のところですが、町教育支援委員会の委員は、教育長が委嘱することになっておりますことから、1枚めくっていただきまして、参考資料3には、町教育支援委員会における委員の構成を載せさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。また、1枚めくっていただきまして、こちらは愛川町就学相談員会の規約を載せさせていただいております。もう1枚めくっていただきまして、続いて、参考資料5になりますけれども、令和7年度の愛川町就学措置の報告を載せさせていただいております。この措置に関しましては、令和8

年1月の定例会で示させていただいたものから一部変更がございました。変更点については、中段の2番のところの②番、一番下ところです。この中の既就学のところの、下から3つ目です。自閉症・情緒のところですが、ここが追加で審議が1名行われまして、令和8年1月の定例会の時点では7名だったところを、1名追加で措置することになりましたので、8名というふうに変更させていただいております。また、この変更に伴いまして、上のほうの1番の概略のところに載せさせていただいております教育支援委員会の回数が4回から5回になるとか、総数も101名から102名というように、関わる場所は変更されておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、大まかなところですが、説明を終わります。

最後に、1ページ目に戻っていただいて、資料3をご覧ください。

本日協議していただきたいところになります。

愛川町教育支援委員会基本方針を読み上げさせていただきます。

愛川町教育支援（就学相談）基本方針。

障がいのある児童生徒等の教育は、児童生徒一人ひとりの将来の社会的自立、社会参加のために適切な教育を保障するものでなければならない。そのために、児童生徒一人ひとりにとって、最も適切な教育の場を配慮することは、ライフステージの一環として極めて重要である。このような考えに立ち、教育支援（就学相談）基本方針を次のように定める。

1、綿密な就学相談の機会を持ち、保護者の理解と協力を得ながら、きめ細やかな教育支援（就学相談）を行うよう努める。

2、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、総合的な情報の収集に努める。

3、児童生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細やかな教育支援（就学相談）の充実に努める。

4、総合的な検討を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮して判断する。

5、県及び関係機関との連携を密にし、適切な教育支援（就学相談）を行うための環境づくりに努める。

就学にあたっては、一方的な方向付けの提示や画一的な就学指導ではなく、保護者と建設的に対話を行い、児童生徒の教育的ニーズに合った支援をともに考える「就学相談」として捉えることを大切にしております。

昨年度から変更した点が1点ございます。一番下のアスタリスクのところになります。1行目の後ろの方、「保護者と建設的に対話を行い」というように変更しております。ここに

については、梅澤委員から、「今の情勢に合わせたところ、『建設的対話』という言葉の方がよろしいのではないか」というご意見を昨年度いただきましたので、当初は、「話し合いにより」としていましたが、ここを「建設的に対話」というふうに変更させていただきました。

以上になります。基本方針の決定に向けて、審議をお願いいたします。

○（佐藤教育長） それでは、ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

○（篠崎委員） 質問というわけではないんですけれども、今、おっしゃられていた最後のアスタリスクのところ、この一言があるとないのでは、随分違うなという印象を受けています。保護者の方の理解も図られ、結果的に、児童生徒一人ひとりにとって一番良いスタイルで学んでいけるように、建設的に対話を重ねた上で、決定していただきたいなというふうを考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、令和８年度愛川町教育支援（就学相談）について、ご了承願います。

それでは、日程第２の教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第３

○（佐藤教育長） 次に、日程第３、議案第１号 令和９年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

内容について、議案に基づき担当から説明を申し上げます。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 日程第３、令和９年度愛川町立小中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございます。

お手元の提出議案第１号をご覧ください。

１枚おめくりいただきまして、こちらの方針については、後ほど読み上げさせていただきますので、はじめに、資料をもう１枚おめくりいただいて、参考資料１をご覧ください。

参考資料１につきましては、教科用図書の概要についてになります。

採択する教科用図書の表の右側のところをご覧ください。右側のところは、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学級における教科用図書は、毎年度採択の変更が可能となっ

ていますというところを示させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、真ん中より下のところ、小中学校の教科用図書の検定、採択、使用の周期についてでありますけれども、今年度は小学校分における国の検定年度となっておりますので、本町で大きく採択替えするのは来年度、令和9年度が小学校ということになりますので、ご確認いただければと思います。

次に、1ページめくっていただきまして、参考資料2をご覧ください。

教科書採択に関する法令を載せさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。このような法がございますということになります。

次に、1ページおめくりいただきまして、中段より下の⑫をご覧ください。⑫は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条になります。令和9年度使用教科用図書採択におきましては、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての無償措置を、施行令第15条第1項の規定により、次のページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条の各号に挙げる場合を除いて、今年度同一の教科書を採択しなければならないとされております。

そのため、今年度については、よほどのことがなければ、同一の教科書を採択しなければならないということになっております。

ページをおめくりいただきまして、参考資料3をご覧ください。

参考資料3は、神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会の規約になります。

これについては、次のページの第13条をご覧ください。第13条の（小委員会）についてですけれども、愛甲採択地区協議会の規約第13条には、教科用図書の採択替えのない年度については、第8条の規定によらず、関係町村の教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行うこととしておりますことから、それに基づき、今年度は愛甲採択地区協議会を小委員会という形で開催し、採択の進め方について協議を行い、7月に開催されます定例教育委員会で、愛川町、清川村の採択をしていただきます。その後、8月には、採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向けて需要数の報告を行います。採択については以上となります。

それでは、最初のページへお戻りください。

それでは、令和9年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、読み上げます。

（案）令和9年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員

会の方針について。

愛川町教育委員会は、令和9年度町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

(2) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(3) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

以上でございます。それでは、採択方針の決定に向け、ご審議をお願いいたします。

○(佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いします。

特によろしいですか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にご質疑、ご意見等がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第1号 令和9年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4について

○(佐藤教育長) 次に、日程第4、議案第2号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についての審議を行いますが、本件については個人情報を取り扱う案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- （佐藤教育長） ご異議ないということでございますので、議案第2号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。
-

◎日程第4【非公開】

◎閉会

- （佐藤教育長） 以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、以上で4月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、4月の定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会定例会の日程は、5月26日火曜日、午前9時から201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和8年5月26日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

齋 郷 浩之

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

袖山 浩一

調 整 職 員

池村 茉莉子